

令和3年第2回定例会

長野原町議会会議録

令和3年6月9日 開会

令和3年6月17日 閉会

長野原町議会

令和三年 第二回（六月）定例会

長野原町議会 会 議 録

令和三年 第二回（六月）定例会

長野原町議会 会 議 録

令和三年 第二回（六月）定例会

長野原町議会 会 議 録

令和3年6月第2回長野原町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月9日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸報告	6
○行政報告	7
○請願・陳情の付託	10
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	31

○認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2
○認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4
○散会について	3 6
○散会の宣告	3 6

第 2 号 (6月17日)

○議事日程	3 7
○本日の会議に付した事件	3 7
○出席議員	3 7
○欠席議員	3 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 7
○職務のため出席した者の職氏名	3 8
○議長挨拶	3 9
○開議の宣告	3 9
○議事日程の報告	3 9
○諸報告	3 9
○委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について	4 2
○一般質問	4 3
星 河 明 彦 君	4 3
浅 沼 克 行 君	4 9
牧 山 明 君	5 7
○閉会の宣告	6 3
○署名議員	6 5

長野原町告示第144号

令和3年6月第2回長野原町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年5月27日

長野原町長 萩原 睦 男

- 1 招集期日 令和3年6月9日
- 2 招集場所 長野原町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番 梶野寛丈君

3番 星河明彦君

5番 富澤重男君

7番 黒岩巧君

9番 牧山明君

2番 浅井直輝君

4番 萩原宗仁君

6番 入澤信夫君

8番 浅沼克行君

10番 大羽賀進君

不応招議員（なし）

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和3年6月第2回長野原町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年6月9日(水曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 行政報告
 - 報告第 1号 令和2年度長野原町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第 2号 令和2年度長野原町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 5 請願・陳情の付託
- 第 6 発議第 1号 長野原町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 第 7 議案第 1号 長野原町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 2号 長野原町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定について
- 第 9 議案第 3号 長野原町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第 4号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第 5号 令和3年度長野原町一般会計補正予算(第2号)について
- 第12 議案第 6号 令和3年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第13 議案第 7号 令和3年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第14 認定第 1号 令和2年度長野原町浅間高原水道事業会計決算認定について
- 第15 認定第 2号 令和2年度長野原町北軽井沢簡易水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（10名）

1番	梶野寛丈君	2番	浅井直輝君
3番	星河明彦君	4番	萩原宗仁君
5番	富澤重男君	6番	入澤信夫君
7番	黒岩巧君	8番	浅沼克行君
9番	牧山明君	10番	大羽賀進君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原睦男君	副町長	市村敏君
ダム担当副町長	佐藤修二郎君	教育長	小林敦子君
総務課長	唐澤正人君	企画政策課長	中村剛君
町民生活課長	本田昌也君	出納室長	松本こづ江君
税務課長	土屋猛君	産業課長	篠原博信君
建設課長	矢野今朝治君	ダム対策課長	黒岩久一君
上下水道課長	櫻井雅和君	教育課長	佐藤忍君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信利	書記	高橋里香
------	------	----	------

開会 午後 1時00分

◎開会の宣告

○議長（黒岩 巧君） ただいまの出席議員は10名であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和3年6月第2回長野原町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（黒岩 巧君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（黒岩 巧君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（黒岩 巧君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において8番、浅沼克行君、9番、牧山明君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（黒岩 巧君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。会期は、去る5月27日開催の議会運営委員会において協議の結果、最終日を17日に予定したところです。会期は、本日から17日までの9日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

なお、会期日程表は配付のとおりでありますので、参考にしていただきたいと思ます。

◎諸報告

○議長（黒岩 巧君） 日程第3、諸報告は議会運営委員会、例月出納検査、議会活動等の報告であります。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

委員長、浅沼克行君。

〔議会運営委員長 浅沼克行君 登壇〕

○議会運営委員長（浅沼克行君） それでは、議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、下記事項について協議したので報告します。

記

1. 委員会開催日時 5月27日（木）午前10時より
2. 出席者 ご覧いただきたいと思ます。
3. 協議事項

- (1) 全員協議会について

次第書のとおり了承した。（開催日6月9日 本会議前）

- (2) 6月議会定例会の日程について

会期 6月9日～17日 9日間とした。

初日6月9日（水）、最終日17日（木）

(3) 議事日程及び会期日程表について

議事日程及び会期日程表のとおり了承した。

(4) 提出案件について

提案のとおり了承した。

(5) 議会八ッ場ダム対策会議について

次第書のとおり了承した。(開催日6月17日 本会議前)

(6) 議会活動報告について

報告書のとおり了承した。

(7) 委員会の閉会中の継続審査、調査の申出について

議長へ申し出ることにした。

(8) その他

1) 当面の行事予定表について

予定表のとおり了承した。

4. 閉 会 (午前11時43分)

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長(黒岩 巧君) 議会運営委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒岩 巧君) 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒岩 巧君) 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終結します。

次に、例月出納検査の報告でございますが、配付のとおり監査委員より報告書の提出がありましたので、ご覧いただければと思います。

最後に、議会活動報告、行事予定表については、配付のとおり了承いただきたいと思います。

◎行政報告

○議長（黒岩 巧君） 日程第4、行政報告であります。

報告第1号 令和2年度長野原町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について及び
報告第2号 令和2年度長野原町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について、2件
を続けて報告を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 報告第1号 令和2年度長野原町一般会計予算繰越明許費繰越計算書
の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、本年3月議会においてご議決いただきました繰越明許費であります。

繰り越した事業は、総務費で一般管理事業ほか3事業、衛生費で環境衛生事業、土木費で
道路維持事業ほか1事業、消防費で防災事業、教育費で東京2020聖火リレー事業ほか1事業、
災害復旧費で道路災害復旧事業でございます。

事業の年度内完了が困難であることから、繰越しの承認を受けたもので、翌年度への繰越
額は合計で3億6,904万8,000円でございます。

当該繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第
146条第2項の規定によりご報告いたします。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続いて、報告第2号 令和2年度長野原町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告につ
いて、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、避け難い事故のため、年度内の完了が困難であることから、地方自
治法第220条第3項の規定により、事故繰越とするものであります。

繰り越した事業は、農林水産業費で畜産振興対策事業、災害復旧費で道路橋梁災害復旧事
業であり、翌年度への繰越額は4億1,965万8,000円でございます。

当該事故繰越に係る繰越計算書を別紙のとおりに調製しましたので、地方自治法施行令第
150条第3項の規定により報告申し上げます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 報告が終了したので、特に質問がありましたらお願いいたします。

8番、浅沼克行君。

○8番（浅沼克行君） 報告2号のほうなんですけれども、事故繰越のほうなんですけれども、これ農林水産業費の事故繰越なんですけれども、66億三千何がしの金額の中の支出額が27億4,000万ということで、40%強しか実行されていないんですよ。これ確かに、ここに説明に書いてあるんですけれども、コロナの関係で輸入品の納入に不測の日数を要したということであるんですけども、あまりにも支出の金額が少な過ぎると思うんですよ、こういう理由があったとしても。

そして、それとともに、今後この事業についてはどのように進んでいくのか、分かる範囲で説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 産業課長。

○産業課長（篠原博信君） 浅沼議員の質問に答えさせていただきます。

確かに事業費のほうは6億6,338万2,000円で、支出済額が2億7,475万2,000円となっています。これにつきましては、工事に対する前払い金のみを払いまして、その後、出来高によって支出しているんですけれども、コロナの原因で遅れている機械類の金額が大きいもので、実際それが入ってきて検査をしないと支出もできないということで、高額な事故繰越の額となっております。

もう一つの今後の状況なんですけれども、機械のほうもやっと順調に入ってきて、機械のほうでセットできましたので、あと1か月もすれば施設のほうは全て完了する予定でいます。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 8番、浅沼君。

○8番（浅沼克行君） 今、課長のほうから機械という説明があったんですけども、この輸入品の機械というのはどのようなものなのか、ちょっと教えてください。

○議長（黒岩 巧君） 産業課長。

○産業課長（篠原博信君） この輸入の機械なんですけれども、搾乳ロボット、自動で乳牛が機械に入っていて、自動的に乳を搾る機械なんですけれども、これがオランダ製なんです。オランダ製で、そちらの工場もコロナの影響で工場がストップしまして、遅れてござい

ます。この機械が、3組合導入するんですけれども、約1億8,000万ぐらいかかってございます。それに対する設置費用等含めると、これぐらいの事故繰越の額になるというものでございます。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

ほかには。

[発言する者なし]

○議長（黒岩 巧君） 質問がないようですので、報告第1号及び第2号は報告のとおり了承
いただきたいと思います。

◎請願・陳情の付託

○議長（黒岩 巧君） 日程第5、請願・陳情の付託であります。

請願・陳情の付託は、5月31日までに受付された8件であります。配付文書表のとおり所
管の常任委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第6、発議第1号 長野原町議会会議規則の一部を改正する規則
制定についてを議題とします。

提出者から提案趣旨説明を求めます。

8番、浅沼克行君。

[8番 浅沼克行君 登壇]

○8番（浅沼克行君） それでは、議長の指名をいただきましたので、発議第1号 長野原町
議会会議規則の一部を改正する規則制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、標準町村会議規則の一部改正に伴い、規定を改めるもの

です。

主な改正点は、欠席・遅参の届出、第2条において、議員活動の環境整備として、第2項に、出産による母性保護の観点から、産前産後の欠席期間の規定を追加し、請願書の記載事項等、第88条において、議会への請願手続の利便性向上を図るため、第1項に規定する「押印」の義務化から省略を可能にする「署名又は記名押印」に改め、また標準会議規則に併せて文中の字句の追加及び修正などをするものです。

以上、ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 続いて、賛成者を代表して賛成意見を求めます。

9番、牧山明君。

〔9番 牧山 明君 登壇〕

○9番（牧山 明君） 議長の指名により、発議第1号の賛成者を代表し、賛成意見を述べさせていただきます。

ただいま提出者の説明のとおり、趣旨に賛同するものであります。ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

直ちに採決いたします。

お諮りします。発議第1号は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第7、議案第1号 長野原町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第1号 長野原町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、防災行政無線システムデジタル化整備工事により、当該施設に再送信子局及び屋外拡声受信局を追加等したことに伴い、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） それでは、議案第1号 長野原町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、町長説明のとおり、防災行政無線システムデジタル化整備工事完了に伴い、施設名、名称、設置場所の変更が生じたので、別表全てを改めるものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、一部を改正する改正文でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、新旧対照表で説明のほうをさせていただきます。

向かって左側が現行で、右側が改正後でございます。全て改正となりますため、下線をつけてございます。こちらにつきましては、設計図に基づき、施設名、名称、設置場所が変更となります。

遠隔制御の施設名が変更となります。

中継局は名称が変更、再送信子局は新たに3か所追加となっております。

屋外拡声受信局は施設名が変更、名称と設置場所でございますけれども、3号、裏面の19号、20号、23号、24号、25号が新たに追加となっております。

1枚お戻りいただいて、5号、8号、裏面の15号が移設により変更となっております。

それでは、申し訳ないんですけども、改正文のほうに戻っていただきまして、改正文の裏面なんですけれども、こちら附則といたしまして、公布の日から施行としてございます。

どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第1号は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第8、議案第2号 長野原町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第2号 長野原町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、契約の性質上、翌年度以降にわたり契約の締結を可能とするため、規定の整備が必要となりましたので、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 議案第2号 長野原町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定についてご説明申し上げます。

今回の条例制定につきましては、町長説明のとおり、地方自治法施行令に基づき、契約の性質上、翌年度以降にわたり契約締結を可能とすることを目的に本条例を制定するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、第1条では、本条例の制定の趣旨に関して規定をしております。

第2条では、長期継続契約を締結することができる契約の種類を規定をしたものでございます。第1号では、物品借入れの契約内容で、第2号では、経常かつ継続的に役務提供の契約で、第2条の詳細につきましてご説明させていただきます。

もう1枚、申し訳ありません、おめくりいただきまして、長期継続契約についての契約の適用の例でございます。

(1)番で、物品の借入れに関する契約では、商慣習上、複数年にわたり契約することが一般的である事務機器ほか、こちらに記載してあります5項目、(2)の役務の提供を受ける契約では、継続的に役務の提供を受ける契約として、施設の設備等運用及び保守業務ということで5項目を表示、記載をしてあります。

それで、期間につきましては、品質及び競争性を確保するため、原則5年とさせていただきます。

大変申し訳ありません、1枚お戻りをいただきまして、第3条では、先ほどご説明をしました契約の期間のほうに記載をさせていただきます。

第4条につきましては、規則への委任を定めるものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するものとしてございます。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

3番、星河明彦君。

○3番（星河明彦君） 2番目の役務の提供を受ける契約の中に、福祉バス・スクールバス等の運行に関する業務というのがございます。

スクールバス等については、これから今までと違った部分がどんどん出てくると思うんですね。今、運行しているもの、それから新たに運行する路線とか出てくると思うんですが、そうなったときに、この今、運行しているスクールバスと絡めて、じゃほかの路線どうするとかと考えたときには、ここは私の考えとしては、一旦は外しておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。

例えば、ここで長年今の運行している部分を5年契約しましたと、この路線お願いしますねと。次に、今度新しくまたスクールバスを運行しますよね。そちらで契約するときに、現行動いているものもひっくるめて、総トータルで見ると効率化、費用が安いところというふうに見ていったほうがいいんじゃないかなという考えなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 星河議員のご質問にお答えさせていただきます。

貴重なご意見、ありがとうございます。

現在のスクールバスの契約が1年契約となっております。今後やはりスクールバスですと、運転手の確保とか運転手の指導とかありますので、長期的に契約をしたほうが、サービスの提供、安心・安全のほうが図られると考えております。そのあたりはよく内容を精査し、契約のほうは進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 3番、星河君。

○3番（星河明彦君） これはいつから実施予定なんでしょうか。今は1年契約ですよ。1年契約でスクールバスのほうを契約されているということなんですけれども、いつから実施をされる予定で、先ほどの話に戻っちゃいますが、新規に運行するルートはいつから契約開始になるのか、その辺の今度はタイムスケジュール的なものになってくると思うんですよ。

質問内容がちょっとあれですけども、要は複数年で契約を例えばA社としておきました、現行のスクールバスの運行ルートですね。プラスB、Cのルートが今度出てくるわけですね。そのB、Cを契約するときに、町全体トータルで見たときのスクールバスの運行状況を比較して契約したほうがいいんじゃないんですかということです。例えば、A社ともう5年契約

になっていたら、そこは除くわけじゃないですか。今度はB、Cといくわけですから。そこはどうでしょうかね。そういう考えで進めたらいかかでしょうかという、トータル的に見て。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 星河議員のご質問、そうですね、まず、サービスの低下がないように、また安全を図れるようにトータルで考えながら、先ほど言われた5年契約、また次の路線とか十分内容を把握した上で、一応これいつからということであれば、公布後に施行となりますので、来年度からでもこちらのほうは実施していきたいと考えているんですけども、担当部局とよく協議した上で、こちらのほうは進めていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 3番、星河君。

○3番（星河明彦君） 承知しました。

それでは、全体のメリットという部分をよく考えていただいて、もうここが、さっき、何度も言って申し訳ないですけども、ここがもう決まっちゃった価格で動いているから、ほかのところに影響が出ないように、町として一番メリットのあるような契約の仕方ですべて進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 大変貴重なご意見ありがとうございます。

担当部局とよく詰めて対応させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

ほかには。

8番、浅沼克行君。

○8番（浅沼克行君） 契約の期間ですよね、原則5年ということであってあるんですけども、そして契約期間、品質及び競争性を確保するためという理由がここにしてあるんですけども、品質、競争性を確保という点から見れば、長過ぎるんじゃないのかなと私個人的には思うんです。いろんなものの品質というのは、日進月歩でかなり進んでいるわけですね。すると、5年間たつと物って全く違ってしまう場合も多々あるかと思うんです。

そういった意味から考えますと、このここに書いてあることは、ちょっと理由に当たらないかなという気もしています。5年でということが必要なものも確かにあるかと思います。そういう中で、5年ということで決めた根拠というのはどういうところにあるんだか、ちょっと教えてください。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） まず、浅沼議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらが、まず5年の根拠なんですけれども、こちら平成16年に地方自治法及び地方自治法の施行令の一部改正がございました。そちらのほうにも5年という数字のほうに記載されております。

先ほど議員のご指摘のとおり、5年でいいのかという部分については、業者が履行に必要な初期投資を既に行っているものもございますので、必ずしも5年にこだわらずに、最長5年、原則5年ということで、5年より短い契約も中にはあるものだと思いますので、そちらのほうは内容をしっかり精査して、契約のほうを進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 8番、浅沼君。

○8番（浅沼克行君） ということは、契約の期間の5年以内とするというその後に、「ただし」ということがあるんですけれども、「町長が必要と認めるときは、この限りでない。」、そういったことで、5年より短いものも当然あるという、そういう理解でいいのかな。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 浅沼議員のご質問にお答えします。

当然5年以内ということなので、1年、2年も契約の中にはあり得るということで、ただ、町長が認めるものに関しては、5年以上ということも可能性としてはあると、内容には異なりますけれども、そういったものもあり得るということで、契約の手續ですか、進める状況もあるということで、こちらのほうを上のほうを定めさせていただいておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 8番、浅沼君。

○8番（浅沼克行君） 今の質問で終わろうと思ったんですけども、ちょっと今、総務課長が答弁した点で、5年以上のものもあるということなんだけれども、仮に、例に出すと5年以

上のものってどういうものがあるんですか。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 浅沼議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの5年以上ということになりますと、よく車のリースなんかですと60回というものがあります。今、町では1年で契約はさせていただいているんですけども、そういった部分が5年以上になるのかなと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） すみません。それでは、浅沼議員のご質問にお答えさせていただきます。

今、5年以上のものということで、今、企画政策課でやっています移動販売車、あの自動車のリースが、軽自動車って車検が2年なんです。それを3車検分ということで、6年という契約がございます。ですので、そういった形で6年になるものというのもございます。あと、普通車ですと、最初の車検が3年、次の車検が2年で、大体5年がセットになっておりますので、5年というリースになることがよくございます。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

○8番（浅沼克行君） はい、結構です。

○議長（黒岩 巧君） ほかにほ。

[発言する者なし]

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第2号は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第9、議案第3号 長野原町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第3号 長野原町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の主な改正点は、令和2年度でも実施されました新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免を再度実施するため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） 議案第3号 長野原町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、先ほど町長より申し上げましたとおり、令和2年度でも実施いたしました新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免を再度行うための改正でございます。

それでは、新旧対照表によりご説明をしたいと思いますので、資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、附則の第6条におきまして、「令和2年2月1日から令和3年3月31日まで」とあるのを「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」と改めまして、「令和2年2月1日」を「令和3年4月1日」に改めております。

また、第1号では、新型コロナウイルス感染症を特定する法律の改正による改正と、以下文言の整理を行った改正となっております。

1ページにお戻りをいただきまして、附則の附則におきまして、第1項で施行期日を、こ

の条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6条第1項及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用するとし、第2項において、経過措置を令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免については、なお従前の例によるとしております。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第3号は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第10、議案第4号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第4号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した被保険者の方々に対して、国民健康保険税の免除等を行う措置を令和3年度分の国民健康保険税においても引き続き実施するため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（土屋 猛君） それでは、議案第4号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

町長の説明のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の規定を改正するものでございます。

2枚目の1ページが改正文、その裏面の2ページにつきましては、新旧対照表となっておりますので、こちらでご説明いたします。

向かって左側が現行、右側が改正後でございます。

また、改正箇所には下線がついております。

附則の第15項では、減免の対象とする納期限を令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度分の国民健康保険税を対象とするため、納期限の改正を行っております。

附則第15項の第1号では、感染症の定義について、現行の新型インフルエンザ等特別措置法の改正により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律へ定義が見直されておりますので、現行の法律に合わせての改正とさせていただきます。

なお、今回の一部改正には施行期日を設けております。

1ページにお戻りください。

1項では、施行期日を公布の日からとし、適用期日を令和3年4月1日からとしております。

2項では、経過措置として、令和2年度以前に適用された減免については、従前規定を設けております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第4号は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第11、議案第5号 令和3年度長野原町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第5号 令和3年度長野原町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,537万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ42億3,691万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より順次内容説明を求めます。

初めに、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 議案第5号 令和3年度長野原町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,537万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ42億3,691万2,000円とするものでございます。

1枚返していただき、1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございますが、15款国庫支出金では、2項国庫補助金で753万円の追加、16款県支出金では、2項県補助金で154万6,000円の追加、19款繰入金では、1項基金繰入金で5,630万1,000円の追加、合計で6,537万7,000円の増額でございます。

次に、2ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項議会費では257万4,000円の追加、2款総務費では、1項総務管理費で343万8,000円の追加、3款民生費では、2項児童福祉費で643万円の追加、4款衛生費では、1項保健衛生費で5,306万5,000円の追加、6款農林水産業費では、1項農業費と2項林業費を合わせまして436万2,000円の追加、7款1項商工費では47万2,000円の追加、8款土木費では、1項土木管理費で107万9,000円の追加、10款教育費では、1項教育総務費と4項幼稚園費合わせまして604万3,000円の減額、合計で6,537万7,000円の増額でございます。

次に、5ページをお開きください。

事項別明細書の2、歳入でございます。

15款国庫支出金では、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金で640万円の追加、3目衛生費国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の国庫補助金で113万円の追加、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金で、はばたけ「ぐんまの担い手」支援及び「野菜王国・ぐんま」総合対策事業補助金合わせまして154万6,000円の追加、19款繰入金では、1項基金繰入金、1目財政調整基金で479万円の追加、3目多目的基金繰入金で200万円の追加、6目八ッ場ダム周辺地域整備事業基金繰入金で4,951万1,000円の追加でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤信利君） 7ページ、3、歳出をご覧いただきたいと思ひます。

1款1項1目議会費では257万4,000円の追加補正をお願ひするものです。

説明欄をご覧ください。

4節非常勤職員社会保険料等が再任用職員退職による減額、2節一般職給から18節退職手当組合負担金までは、人事異動に伴う人件費1名分の追加となります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では281万4,000円の追加でございます。説明欄のとおり、一般管理事業、2節一般職給から8ページにまたがりまして18節退手組合負担金まで、人事異動に伴う追加でございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） 続きまして、企画政策課関連補正予算についてご説明いたします。

ページ右側、説明欄により説明させていただきます。

企画一般管理では639万2,000円の減額でございます。2節一般職給から18節退職手当組合負担金まで、人事異動による人件費の減額でございます。

地域おこし協力隊では352万3,000円の追加をお願いするもので、1節パートタイム会計年度任用職員報酬から13節の諸借上料までは、浅間山に勤務する隊員1名の増員分による追加でございます。

地域振興事業につきましては、131万5,000円の追加をお願いするものです。11節火災保険料につきましては、空き家活用事業に係る火災保険料でございます。12節事業委託料及び13節諸借上料は、浅間園の公共Wi-Fi設備に係るメンテナンス委託費が、今年度よりサーバー使用料となったことによる振替でございます。18節負担金では、空き家活用事業で使用する空き家が上下水道を廃止していた場合の加入金分として3棟分57万9,000円と、今年度より加入することとなった全国過疎連盟の負担金として3万6,000円の合計で61万5,000円の追加でございます。補助金につきましては、空き家バンク事業に係る移住者向け住宅改修助成金として、2件分40万の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、ダム対策課長。

○ダム対策課長（黒岩久一君） 続きまして、9ページをご覧ください。

9目ダム対策費でございますが、205万4,000円を追加するものでございます。内容につきましては、説明欄をご覧いただきたいと思います。

八ッ場ダム生活再建・地域振興対策事業費です。4節の共済費につきましては、共済比率

の変更に伴う増額でございます。12節の業務委託料につきましては、昨年度までに完成した地域振興施設等を広報するために、新聞等への特集記事の作成と新聞掲載を行うための費用として200万円を追加補正するものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 16目の諸費では7万4,000円の追加でございます。

説明欄の諸事業、18節の補助金では、応桑区の多目的集会施設の改修補助金の追加でございます。

17目情報化対策費では5万円の追加でございます。

説明欄の庁内ネットワーク整備事業で、パソコンの購入費で不足が生ずるため、追加でございます。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） それでは、町民生活課でございますが、3款民生費、2項児童福祉費、3目児童措置費では補正額643万円の追加補正で、内訳ですが、説明欄の子育て世帯生活支援特別給付金事業では、新型コロナの影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して給付金を支給する事業で、全額国庫補助により実施をしております。

実施内容は、児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、住民税均等割が非課税である者及び18歳までの子の養育者であって、住民税均等割が非課税である者等が対象となっております。

児童1人当たり5万円を支給する事業で、そこに係る事務費及びシステム改修費、また18節交付金では、対象児童約100人掛ける5万円の500万円、合わせまして640万円の追加を、また子育て世帯臨時特別給付金では、10ページにかけまして、昨年度実施をいたしました給付金の事務費補助金について返還が生じたため、3万円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では87万9,000円の追加補正で、昇格等に伴う人件費の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、2目予防費では247万5,000円の追加補正で、説明欄の各種予防事業の12節諸委託料では、応桑小学校の関係者のPCR検査費用として64万5,000円の追加を、新型コロナ

ウイルスワクチン接種事業では、予約枠拡大等によりまして、集団接種時の職員を増員するための手当等の追加と、接種券発行等の変更によるシステム業務委託料の追加が生じたことによる追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、11ページの5目保健対策事業費では20万円の追加補正で、こちらにつきましては、生活困窮等による女性の不安を少しでも解消できるように、女性が使う生理用品の配布を行う事業で、ひとり親家庭の手続の際に配布を行ったり、相談があったときに保健センターや社会福祉協議会での配布を行う予定で、また小中学校においても、女子トイレに配布台を設置して配布を行っていく予定で、20万円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、9目簡易水道費では4,951万1,000円の追加で、簡易水道特別会計繰出金の追加補正となります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、産業課長。

○産業課長（篠原博信君） 続きまして、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費では11万5,000円の追加をお願いするもので、説明をご覧ください。

農業総務一般では、3節扶養手当で、扶養親族が増えたことによる扶養手当、期末、勤勉手当の追加を、4節一般職共済費では、共済費比率変更による追加でございます。

3目農業振興費では154万7,000円の追加をお願いするもので、説明をご覧ください。

農業振興事業では、18節補助金で、「野菜王国・ぐんま」総合対策事業補助金で、移植機2台の機械導入補助金で90万円を、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業補助金では、ハウスの暖房機、かん水施設の施設整備補助金で64万7,000円の追加で、両補助金とも事業費の30%を県が補助するものでございます。

4目畜産振興費では200万円の追加をお願いするもので、説明をご覧ください。

畜産振興事業で、14節維持補修工事請負費として、北軽井沢にあります資源リサイクルセンターの外壁が経年劣化等により腐食し、傷みが出てきましたので、その外壁の張り替え工事費でございます。

続きまして、6款農林水産業費、2項林業費、3目林道維持費では70万円を追加するもので、説明をご覧ください。

林道維持管理事業の12ページ、12節事業委託料では、林道万騎線及び林道熊の内線、2路

線の林道補修等設計業務委託料でございます。

続きまして、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費では47万2,000円の追加をお願いするもので、説明をご覧ください。

商工総務一般では、3節で扶養手当では、特定期間にある子の加算による追加を、住居手当については、新たに職員1名へ支給するもので、期末、勤勉手当については、扶養手当の追加に伴うものでございます。4節一般職共済費については、共済比率変更によるものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、建設課長。

○建設課長（矢野今朝治君） 引き続き、12ページでございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費では107万9,000円の追加をお願いするものでございます。

3節職員手当等は、職員1名の通勤手当の不足分の追加を、4節共済費は、共済費の率変更に伴う不足分の追加でございます。

7節報償費では、訴訟案件対応のための弁護士費用100万円の追加をお願いするものでございます。過去に整備した水路構造物が、隣接の民有地に設置されていることが判明し、相手方と協議を行ってまいりましたが、相手方からの要望に対して、今後は法律に基づく手続きにより対応する必要があると考えましたので、顧問弁護士へ依頼するための費用を追加をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、教育課長。

○教育課長（佐藤 忍君） 13ページをご覧ください。

続きまして、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では55万1,000円の減額をお願いするものでございます。

説明をご覧ください。

事務局総務一般では、1節報酬で、運動部活動指導員の身分が非常勤職員からパートタイム会計年度任用職員へ変更になったことに伴い、同一節内での予算組替えを、3節職員手当等で、正規職員の扶養手当の減額とそれに伴う期末、勤勉手当の減額及び新旧教育長の寒冷地手当と通勤手当の差額の減額でございます。

続いて、4項幼稚園費、1目こども園管理費では549万2,000円の減額をお願いするものでございます。

説明をご覧ください。

こども園管理事業人件費では、2節一般職給から18節退手組合負担金まで、職員の人事異動等に伴うものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 最後に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 次に、給与費の明細書でございます。

14ページをご覧ください。

特別職の比較欄の合計では、会計年度任用職員に振替えと人事により72万3,000円の減額でございます。

16ページに移りまして、一般職の総括のア、会計年度任用職員以外の職員、上段の表では、人事異動に伴い、比較欄の合計のとおり343万4,000円の減額でございます。下の表は、職員手当の内訳となっております。

17ページをご覧ください。

イの会計年度任用職員、上段の表では、地域おこし協力隊1名分の給与費等で、比較欄合計のとおり296万9,000円の増額でございます。

また、18ページをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、会計年度任用職員以外の給料及び職員手当の増減額の状況となっております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） ここで暫時休憩といたします。

14時10分、2時10分に再開いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時09分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

議案第5号の内容説明が終了しておりますので、質疑を行います。

9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） 本会計の補正額の6,537万7,000円の中の主たる部分が衛生費の5,306万5,000円、簡易水道会計繰出金ということになっています。予期せぬ修理とか何かが出たというような予想をするんですが、これは何のために使われるものなのかお聞きしたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） ダム担当副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） それでは、牧山議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の主なものというのが簡易水道への繰出金ということで、ご質問でございます。

これは予期せぬ工事の、詳しいことはまた簡易水道の議案のほうで説明しますが、そうではなくて、東部簡水というものが、これはダムの水特事業で整備されてきたわけですが、もちろん期限付で整備してきたので、取りあえず水を東部の4地区、5地区に送るというような役目を持って進めてきたわけですが、やはりおととしの災害、19号の災害とかを見ますと、脆弱性というものも見えてきていると。

しかしながら、水特事業につきましては、既にもう下流都県との負担は終わってしまっておりますので、そこで収入の中にごございます八ッ場ダム周辺地域整備事業基金というのがございまして、その基金を使って補完事業として整備するというものでございます。

これにつきましては、整備基金というのを皆さんもご存じだと思うんですけども、これは国の補償、それと水特、それと下流の基金、この3つの事業でダムは成り立っているわけですが、その3つの事業のどれにも該当しないもの、あるいは将来的にもっと使い勝手をよくしたりとかというようなものについては、その3つが使えないわけですので、町の町有地の売却資金等をためてあるこの基金で補完事業をしていくというのは、今までにも水道に限らず、例えば光回線の移設、あるいは道の駅の東側の駐車場の、用地は買ってもらったんですが、上物整備、そういったものにも使わせてきていただいているものでございます。

今回、このダムは完成したんですけども、やはり今の時点で、災害に強い東部簡水を造るという目的のために、この整備基金を使わせていただきたいということで、4,950万余りの

お金をつけさせていただいたわけでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 9番、牧山君。

○9番（牧山 明君） その説明を聞いて理解できるところもあるんですが、強いというか災害に強い、何をどういじるのか、その説明をちょっとお願いします。

○議長（黒岩 巧君） ダム担当副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） この後、補正予算で簡水の説明はあるんですけども、それに先立って説明するという事でよろしいでしょうか。

じゃ、それについては、詳しく上下水道課長のほうから説明をさせます。

○議長（黒岩 巧君） 上下水道課長。

○上下水道課長（櫻井雅和君） すみません、牧山議員の質問にお答えしたいと思います。

ダム担当副町長からも少しあったんですが、東部簡易水道の工事するところは導水管という部分で、狩宿水源から三軒屋の浄水場に送っている管で、小川橋と熊川橋に係る部分、約155メートルになるんですが、その管がやはり圧力が高かったりですとか、さきの台風で護岸がやられて、19年度のときには管がむき出しになって、少し漏水なんかも起きました。あと、先日、ちょっとやはり特殊な部材も使っている関係上、もう二十数年が経過しているということで、その部分がだいぶ弱くなってきているというところもありました。

なので、水没5地区の水道等の原水の基になっているところですので、バイパスを今、川の上流に水道管がかかっているんですが、今度下流に同じ部分、バイパスを設けさせてもらって、有事の際にはそれを使えるように、バックアップ機能としてちょっと整備をさせてもらおうと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

○9番（牧山 明君） はい。

○議長（黒岩 巧君） ほかに。

[発言する者なし]

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第5号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第12、議案第6号 令和3年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第6号 令和3年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ402万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,624万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） 議案第6号 令和3年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ402万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,624万5,000円とするものでございます。

まず、歳入でございますが、4ページをご覧ください。

6款1項1目繰越金では400万円の追加補正でございます。

続きまして、7款諸収入、4項雑入、1目一般被保険者第三者納付金では2万円の追加補正をお願いするものでございます。

続いて、歳出でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費では補正額400万円の追加補正で、社会保険から国民健康保険へ遡って加入をしたことによりまして、社会保険診療支払基金への療養費への支払いが生じたための追加補正をお願いするものでございます。

次に、9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、4目一般被保険者還付加算金では2万円の追加補正で、こちらは国民健康保険から社会保険への遡り喪失手続による還付加算金が生じたための追加補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第6号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程13、議案第7号 令和3年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第7号 令和3年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,122万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,487万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（櫻井雅和君） それでは、議案第7号 令和3年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,122万3,000円を追加し、総額を1億4,487万3,000円とするものでございます。

議案書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目一般会計繰入金では、1節一般会計繰入金に4,951万1,000円の追加、5款1項1目繰越金では、1節繰越金に171万2,000円の追加をお願いするものでございます。

次のページ、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款2項1目簡易水道建設改良費では、12節事業委託料、14節工事請負費において、東部簡易水道に係る狩宿水源からの導水管のバイパス工事で、応桑地内熊川橋と小川橋を結ぶ全長155メートルの設計料と工事費合わせて4,951万1,000円の追加を、15節原材料費では、東部簡易水道第3減圧槽のバルブが特注品となり、製作に3か月以上を要することから、万が一に備えて在庫として確保しておきたく、171万2,000円の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第7号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第14、認定第1号 令和2年度長野原町浅間高原水道事業会計決算認定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 認定第1号 令和2年度長野原町浅間高原水道事業会計決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

決算の概要でございますが、損益勘定におきましては、総収入4,684万1,342円、総支出4,039万9,728円、差引き644万1,614円の利益となりました。

資本勘定におきましては、収入はなく、総支出956万1,838円となりました。

今後の事業運営につきましては、安全性の高い水道水の安定供給に努めるとともに、健全経営に向け努力してまいります。

別紙のとおり、監査委員の意見書をつけて提出いたしますので、ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（櫻井雅和君） それでは、認定第1号 令和2年度長野原町浅間高原水道事業会計決算認定について、内容のご説明をいたします。

本水道事業は、昭和42年創設以来、53年が経過いたしました。この間、将来にわたって安定的な供給と安全性の確保を基本に、設備投資をする一方、効率的な管理運営により経費の削減を図ってまいりました。

決算書の4ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

1の営業収益の合計金額4,211万9,578円から2の営業費用の合計金額3,825万9,699円を差し引きますと、385万9,879円の営業利益となりました。

3の営業外収益の合計金額は80万7,772円となっており、4の営業外費用はありませんでした。

よって、466万7,656円の経常利益となりました。

5ページ、剰余金計算書から飛びまして、15ページの固定資産明細書につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

次に、16ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。単位は1,000円となっております。

1、業務活動によるキャッシュ・フローの合計では2,304万4,000円のプラス、次に17ページの2、投資活動によるキャッシュ・フローの合計では869万3,000円のマイナス、3、財務活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となり、期末における資金残高は2億510万3,000円となり、前年度に比べ1,435万1,000円の増加となっております。

今後の事業運営につきましては、老朽化した施設の改修、老朽管の布設替え、水道水の安定供給に努力してまいりたいと思います。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。認定第1号は原案のとおり可決認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり可決認定されました。

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第15、認定第2号 令和2年度長野原町北軽井沢簡易水道事業会計決算認定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 認定第2号 令和2年度長野原町北軽井沢簡易水道事業会計決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

決算の概要でございますが、損益勘定におきましては、総収入6,503万614円、総支出5,691万674円、差引き811万9,940円の利益となりました。

資本勘定におきましては、総収入975万6,467円、総支出3,260万6,024円となりました。

今後の事業運営につきましては、施設及び老朽管の更新を視野に入れ、安全性の高い水道水の安定供給に努めるとともに、健全経営に向け努力してまいります。

別紙のとおり、監査委員の意見書をつけて提出いたしますので、ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（櫻井雅和君） それでは、認定第2号 令和2年度長野原町北軽井沢簡易水道事業会計決算認定につきまして、内容のご説明をいたします。

本水道事業は、平成元年7月に北軽井沢簡易水道が長野原町に移管されて以来、北軽井沢、

応桑の高原地域における水道の中心的役割を果たし、よりおいしい水道水の供給を図ってまいりました。

決算書の5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

1の営業収益の合計金額5,419万5,524円から2の営業費用の合計金額5,235万9,622円を差し引きますと、183万5,902円の営業利益となりました。

3の営業外収益の合計金額は533万658円となり、4の営業外費用の合計金額は124万6,601円となります。

よって、591万9,959円の経常利益となりました。

6ページの剰余金計算書から飛びまして、17ページの企業債明細書につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

次に、18ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。単位は1,000円となっております。

1、業務活動によるキャッシュ・フローの合計では2,925万5,000円のプラス、次ページ、19ページの2、投資活動によるキャッシュ・フローの合計では214万7,000円のマイナス、3、財務活動によるキャッシュ・フローの合計では1,951万3,000円のマイナスとなり、期末における資産残高は1億5,746万7,000円となり、前年度と比べ759万5,000円の増加となっております。

今後の事業運営につきましては、施設の改修、老朽管の布設替えの更新計画を見据えながら、水道水の安定供給に努力してまいります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。認定第2号は原案のとおり可決認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり可決認定されました。

◎散会について

○議長（黒岩 巧君） 本日はこれにて散会とし、次回は17日でございます。

16日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎散会の宣告

○議長（黒岩 巧君） 以上で散会とします。

ご協力ありがとうございました。

散会 午後 2時31分

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和3年6月第2回長野原町議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年6月17日(木曜日)午前10時開議

開議の宣告

議事日程の報告

第 1 諸報告

第 2 委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	梶野寛丈君	2番	浅井直輝君
3番	星河明彦君	4番	萩原宗仁君
5番	富澤重男君	6番	入澤信夫君
7番	黒岩巧君	8番	浅沼克行君
9番	牧山明君	10番	大羽賀進君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原睦男君	副町長	市村敏君
ダム担当副町長	佐藤修二郎君	教育長	小林敦子君
総務課長	唐澤正人君	企画政策課長	中村剛君
町民生活課長	本田昌也君	出納室長	松本こづ江君

税 務 課 長	土 屋 猛 君	産 業 課 長	篠 原 博 信 君
建 設 課 長	矢 野 今 朝 治 君	ダ ム 対 策 課 長	黒 岩 久 一 君
上 下 水 道 課 長	櫻 井 雅 和 君	教 育 課 長	佐 藤 忍 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	佐 藤 信 利	書 記	高 橋 里 香
---------	---------	-----	---------

開議 午前11時39分

◎議長挨拶

○議長（黒岩 巧君） 6月定例会最終日となりました。ご多忙のところ、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託陳情の委員会報告等をお世話になるわけでございます。

全ての日程が終了できますようご協力をお願いいたします。

それでは、本会議を始めたいと思います。

◎開議の宣告

○議長（黒岩 巧君） ただいまの出席議員は10名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（黒岩 巧君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎諸報告

○議長（黒岩 巧君） 日程第1、諸報告は、付託請願・陳情の委員会報告であります。初日に付託した8件であります。

最初に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

委員長、富澤重男君。

〔総務文教常任委員長 富澤重男君 登壇〕

○総務文教常任委員長（富澤重男君） 議長の指名をいただきましたので、総務文教常任委員会において付託された請願・陳情等について、審査した結果を報告いたします。

記

1. 委員会開催日 令和3年6月9日（水）午後2時40分 開会

長野原町役場 委員会室

2. 出席者 ご覧いただきたいと思います。

3. 審査結果

(1) 受理番号9号 火の見櫓の撤去についての陳情

与喜屋区長 唐澤 博

採択（50%補助）

(2) その他

1) 委員会の閉会中の継続審査、調査の申出について

議長へ申し出ることとした。

2) 合同管内学校事務調査について

新型コロナウイルス感染対策のため、秋以降状況に応じて調査することとした。

各こども園、小中学校で緊急な要望があれば申し出てもらうこととした。

3) その他

特になし。

4. 閉 会（午後2時57分）

以上、朗読をもって報告いたします。

○議長（黒岩 巧君） 総務文教委員長の報告が終了しました。

特に質問がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

付託陳情1件、採択1件、その他であります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。委員長の報告のとおり決しました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

委員長、入澤信夫君。

〔産業建設常任委員長 入澤信夫君 登壇〕

○産業建設常任委員長（入澤信夫君） 議長の指名をいただきましたので、産業建設常任委員会に付託された陳情等について、審査した結果をご報告いたします。

記

1. 委員会開催日 令和3年6月9日（水）午後2時37分
長野原町役場 小会議室
2. 出席者 ご覧いただきたいと思います。
3. 審査事項 付託陳情7件、その他。
4. 審査結果
 - (1) 受理番号2号 洞口地区町道6-4号線大津用水側溝蓋設置についての陳情
大津区長 嶋村 明
採択、年次計画で対応することとした。
 - (2) 受理番号3号 横壁地区町道3-7号線側溝改修についての陳情
横壁区長 竹内望康
採択、年次計画で対応することとした。
 - (3) 受理番号4号 町道北軽湯沢線の舗装補修についての陳情
北軽井沢区長 川口賢治
採択、年次計画で対応することとした。
 - (4) 受理番号5号 町道10-16号線舗装補修についての陳情
北軽井沢区長 川口賢治
採択、部分補修で対応することとした。
 - (5) 受理番号6号 町道10-5号線舗装補修についての陳情
軽井沢区長 川口賢治
採択、年次計画で対応することとした。

(6) 受理番号7号 側溝蓋設置についての陳情

応桑区長 佐藤幸雄

採択、年次計画で対応することとした。

(7) 受理番号8号 与喜屋区蛇籠地内三叉路付近の水路整備についての陳情

与喜屋区長 唐澤 博

採択、調査後工法等を検討することとした。

5. そ の 他

1) 委員会閉会中の継続審査、調査の申出について

議長へ申し出ることとした。

2) その他

特になし。

6. 閉 会 (午後3時18分)

以上、朗読をもって報告といたします。

○議長(黒岩 巧君) 産業建設常任委員長の報告が終了しました。

特に質問がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒岩 巧君) 質疑を終結します。

付託陳情7件、採択7件、その他であります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒岩 巧君) 異議なしと認めます。委員長の報告のとおり決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終結いたします。

◎委員会の閉会中の継続審査・調査の申出について

○議長(黒岩 巧君) 日程第2、委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題とします。

会議規則第74条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会から配付のとおり申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり扱うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、申出のとおり決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後1時に再開いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 零時59分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（黒岩 巧君） 日程第3、一般質問を行います。

今回通告のありました一般質問者は3名であります。

通告順に質問を許します。

◇ 星 河 明 彦 君

○議長（黒岩 巧君） 3番、星河明彦君。

〔3番 星河明彦君 登壇〕

○3番（星河明彦君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて、長野原町第2期総合戦略、もっと子育てしやすくするの実現に向けた教育行政方針について、お伺いします。

長野原町の教育環境は、学校統合、GIGAスクール構想の実現に向けたICT環境整備など歴史に残る節目のときです。本年度の町長施政方針、施政施策軸3、もっと子育てしやすくするの中で、学校統合については新教育長を中心に、慎重かつ丁寧、時には柔軟な対応を心がけること、ICT教育の強化を図るために、1人1台のコンピューターを提供し、Society5.0時代において、大きく羽ばたける人材育成を目指すとともに、コミュニケーション能力が低下している現状を踏まえ、デジタルだけに特化せず、相手と直面し、直接ものを伝えるアナログのよさも忘れないように、人間関係を築き上げることの大切さも、しっかりと指導していく必要があると話されました。

このことを実現するための、教育行政の主要な施策についてお伺いします。

4月より小林教育長が就任をされました。新たな視点で見た長野原町の教育課題はどのようなことが挙げられるのか、どのような改革を行っていくのかも併せてお聞かせください。

○議長（黒岩 巧君） 教育長、答弁願います。

〔教育長 小林敦子君 登壇〕

○教育長（小林敦子君） 星河議員のご質問にお答えいたします。

議員の質問のとおり、今年度の町長施政方針の政策軸3、もっと子育てしやすくするの中で、学校統合への対応やICT教育による新時代における人材育成を目指すと同時に、アナログのよさを合わせて、人間関係構築の大切さについて指導の必要性を掲げております。

教育委員会では、この町長施政方針を踏まえ、学校統合については、学校統合準備委員会を中心として統合が円滑に進められるよう各部会での検討、校舎改修やスクールバス等、慎重かつ丁寧に対応してまいります。

ICT教育強化等につきましては、国の施策であるGIGAスクール構想の実現に向け、昨年度末に1人1台端末を配備させていただきました。今年度から各学校で活用が始まっております。今後は、それを最大限に活用し、対面指導を組み合わせることで、長野原町教育大綱の基本理念であります、自立をして生きる、共に生きる、つまり、自立と共生を生きる力と捉え、子供たちの健やかな成長と学校教育の充実、教育環境の整備を図り、質の高い教育を全ての子供たちに提供できるよう努力してまいります。

今年度より教育長に就任いたしました。就任以前から子育てに関しては、妊娠期から子育て世代まで、切れ目なく支援することがとても重要であると考えておりました。

今年、念願でありました子育て世代包括支援センターを開設いたしましたので、今後はさらなる環境整備の充実を図り、体制づくりに向けて取り組んでまいります。ぜひ議員の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 3番、星河君。

○3番（星河明彦君） ありがとうございます。

小林教育長におかれましては、この第2期の長野原町のまち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員として参画をされて、町の進むべき方向性というか、そういう施策等事業内容の決定をしていただきましたけれども、計画策定から1年がたちました。進捗状況はいかがでしょうか。教育長の視点、それから総合戦略策定委員の視点からも問題提起して、教育行政に取り組んでいただきたいというふうに思います。

先ほど少し、GIGAスクールの件でお話がありましたパソコンは配って、既に活用は始めているということでしたが、この進捗状況についてももう1回伺います。当然、パソコンを配って高速大容量の通信ネットワークを整えているハード面、それからデジタル教科書ですとか教材などのソフト面、それと、日常的にこのICTを活用できる指導体制、この辺の整備状況はどこまで整っているかと。特に指導面というところについては、全ての教職員の方が使えるようにならなければいけないと思うのですが、そのノウハウは整っていて、教職員のレクチャーというのは終了しているのかどうか。

この全体、このICT教育、GIGAスクール構想の中の全体の計画は、全てオンタイムで進んでいるのかなというところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

また、長野原独自の取組、例えば長野原の歴史ですとか、伝統行事ですとか、そういったものをデジタル教材として取り組んで子供たちに教えていくとか。そういった長野原町独自の取組などがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 教育長。

○教育長（小林敦子君） 質問ありがとうございます。

それでは、GIGAスクール構想の進捗状況についてお伝えいたします。

ハード面につきまして、昨年度中に児童生徒1人1台の端末、クロームブックを配付いたしました。高速通信環境も整備させていただきました。

ソフト面につきましては、端末の使い方、ルールを各学校で作成し、保護者へ配付、周知

しております。教職員は、学校研修や授業を通して向上に努めております。

今後は、良質なデジタル教科書、それと教材など活用を検討してまいります。

指導体制の実行状況につきましては、各学校とも使用頻度は、ほぼ毎日行っております。全校として取組は、グーグルクラスルームを使用し、クロームブックの取扱いに慣れるとともに、教職員と児童生徒間で交流をしたり、コミュニケーションの仕方などを、学習を進めております。

また、関連するアプリなどをつなぎ、児童生徒がみんなで共同学習、共同編集できるような学習展開を工夫しております。

そのほか、各学年の教科等に応じ、カメラ機能を使って、授業の目当てや要点、配信したり、インターネットを調べ、プレゼンテーションを始めたりしております。

コロナの中、全校集会がなかなかできません。ですので、誕生日集会、それから表彰式等、アプリを使用して各教室のクロームブックへオンラインでつなぎ、大型モニターに映して行うようにしております。

また、教職員の朝の打合せなどもクラスルームを使用し、事前に連絡事項に書き込んで共有すること。また、打合わせに参加できない教職員は、後で確認ができるというよさもございます。

また、低学年の取組なんですけれども、クロームブックのカメラの機能を利用して植物の画像を撮ったり、それからお絵描きソフトを使って絵を描いたり、平仮名の練習をするときにも使用していました。低学年は、キーボードからの入力がとても困難なので、手書き入力機能を使ってやっております。

高学年、そしてまた中学生の取組を見てまいりますと、クロームブックを使用し、友達のよさというのをそれぞれ書き込んで画面に映し出す、そして集約をして、お互いのよさを気づいたりするというのにも使っております。

また、先生たちが質問事項に対して、音声入力で文章を作成したり、また中学生になると、驚いたことに、答えを一斉にぱっと出して、そして答え合わせをしたり。誰ちゃん、ここが違ったねみたいな形でやる。そして、教職員よりも早く入力する生徒が80%もいるので驚きました。先生たちも負けてはいられないと頑張っているようです。

町独自の取組についてでございますが、まだ活用が始まったばかりであります、各学校

とも、工夫しながら実践しております。

町としては、この実践の蓄積から、有効な活用方法を各学校間で共有し、実践しながら先進校の活用方法などを参考にしながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 3番、星河君。

○3番（星河明彦君） ありがとうございます。

ぜひ、長野原町独自で、先ほどもちょっとお話をしましたけれども、取組、特色あるものを出していただければ、教育長の持っている力をどんと出していただければありがたいなというふうに思います。

G I G Aスクール、子供たちの習得というのは、パソコンだとかスマホだったり、説明書なんか見なくても、どんどんできちゃうんですね。最ももたつくのは先生方かなというふうに思います。このG I G Aスクール構想の中では、校務のクラウド化というのも推奨しております。統合型の校務支援システムというのをはじめとしたI C T導入運用を加速していくことで、校務の負担を大幅に削減できるというふうに言われています。当然そうすると、先生方の働き方改革にもつながってくるのかなというふうに思います。ぜひ、全員の教職員の方が活用できるように、そちらのほうも力を入れて進めていただきたいなというふうに思っているんですが、最後の質問になるんですけども、それは教職員の方々の育成ということについてお伺いをしたいと思います。

今、教育環境というのが大きく変化をしてきていますね。学びの展開に対する準備は整っていますかということです。今までは、全員が同時に同じ内容を学習するという勉強の仕方ですね。ですから、一人一人の理解度に応じた学びというのはできなかった。今度これが、各自が同時に別々の内容を学習できるようになる。各自のその学習履歴というのは自動的に記録もされてくる。そうすると、一人一人の教育ニーズや学習状況に応じた個別学習というのが可能になってくるんですね。要は、その進み具合によつての学習というのが可能になってくるわけですね。そうなってくると、教育する実践方法は当然変わってくるわけです。

ということで聞きたいのは、1つはそのG I G Aスクール構想における先生の在り方とか、果たすべき役割というのが変わってくるのではないですか。その辺は、どのようにお考えになっているのか。それから指導体制、それからI C T活用指導力の向上の方策は何か考えているのか。それと、当然I C Tを活用していくには、外部の専門的な人材というのを活用し

ていったらどうでしょうかということです。

で、ICTとはちょっと離れるんですが、先日の上毛新聞に掲載があったんですけども、玉村町の教育委員会は、退職した先生方を現場に配置をして、若手とか中堅の教育支援を行うキャリアサポート事業というのを始めたというのが出ていました。学校の管理職の経験者の方を後進の指導に当てるというのも、長野原町も取り入れたらどうでしょうかというのを、ご提案をさせていただきます。

ICT環境整備、学校統合の準備等で多大な労力を使って教育委員会の皆さん、それから教職員の方も非常に大変な時期だとは思いますが、決してこのICTの環境を整えるとか、学校を統合するというのが、最終目的ではないと思うんです。先ほど、教育長のほうから話がありましたけれども、子供たちの健やかな成長と学校教育の充実、質の高い教育を全ての子供たちに提供して、自立と共生の理念達成のために取り組んでいただくことを期待して、質問を終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 教育長。

○教育長（小林敦子君） ありがとうございます。とても大きいですが、重要な質問だったなと思っています。

まず、教職員のGIGAスクール構想における教師の在り方ということをお話しさせていただきます。

端末の整備により、教員の果たすべき役割がとても重要になると考えております。町ではまず、端末の活用について、各学校の情報主任に向けた研修を開催しております。また、オンラインの研修も実施しております。

各学校では、指導主事を招いてICT活用した授業実践を行い、指導体制の在り方、指導力向上に努めております。ICT支援委員など外部人材の活用計画につきましては、外部人材の活用に既に業者との契約し、ヘルプデスクを立ち上げております。これにより、職員個々に質問等できる体制になりました。

先ほど議員さんがおっしゃるように、まだ分からない、よく使えない職員もたくさんおりますので、今年はみんなで、専門家やそういったヘルプデスクを立ち上げたことで、皆で勉強していこう、学ぼうという姿勢がすごく感じられます。専門家が各学校に訪問することで、

授業回数を数回予定しております。この授業支援は、専門家が持っているたくさんの活用事例から積極的にアドバイスしてもらえると、先生から教職員から大好評であります。

ここにありますように、校内の研修計画も、それぞれの学校でできております。それに向けて行うということもありますが、先生たちも一生懸命やっております。

長野原町の教員育成の取組についての内容ですけれども、GIGAスクール構想では、各学校の取組状況を把握しながら、外部人材との調整や研修等を引き続き行ってまいります。

各学校では、教職員が活用に慣れてきましたので、自然と情報交換や交流が進んでおります。お互いに、指導力を向上させるというのはどうしたらいいかということにもポイントに置いて、各学校の先生方が取り組んでいる、素晴らしいことだと思っております。

今後は、端末を自宅に持ち帰らせて、今は持って帰っていないですが、持ち帰らせて活用したり、臨時休業の学びの保証に対応した活用方法、授業づくり等の専門家を招いて研修を開催し、町として統一的に実施できるように研究をしてまいりたいと思います。

教職員の取組の大切なのは、子供たちが自ら学び、自ら考え、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を進めるように心がけております。

このオンライン授業は、ICT教育への期待は、とても大きいことです。教職員の皆さんには、このコロナ対策もしながら、子供たちの学びのために模索しながら、前向きにICT活用に取り組んでいくことに本当に頭が下がる思いでした。

以上のことなのですが、よろしいでしょうか。お願いします。

◇ 浅 沼 克 行 君

○議長（黒岩 巧君） 次に、8番、浅沼克行君。

〔8番 浅沼克行君 登壇〕

○8番（浅沼克行君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして質問させていただきます。

質問の事項ですが、大規模太陽光発電建設の規制条例制定についてを質問いたします。

10年前の東日本大震災による原子力発電所の事故以来、発電の見直しが国是とされ、脱炭

素化社会の実現のため、再生可能エネルギーの柱として太陽光発電が普及してきました。当初は、個々の家庭の屋根に設置というような進み方でしたが、徐々にそれが大型化しており、メガソーラーといった大規模施設が全国的に進んでおり、今ではどこへ行ってもソーラーパネルが見えないところはありません。

それに伴い、大型化による問題点も多く出てきているような現状でございます。

同時に、大型太陽光発電所の建設を規制する条例を設ける自治体が増えてきている現状もあります。当町におきましても、大規模発電所の申請が、ここ数年増えてきております。しっかりしたものもありますが、中には町の質問に明確に答えができないような会社もあります。

町の将来を考えた場合、これからでも町の条例制定を急ぐ必要があると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 浅沼議員のご質問にお答えいたします。

国の再生可能エネルギー施策の一つとして、太陽光発電施設の普及が図られている中、当町では、平成30年に開発事業等適正化に関する条例の改正を行い、規制を設けて対応してまいりましたが、条例改正以後も各地区に太陽光発電施設設置工事の申請が続いております。

その中で、審査会及び審議会で太陽光発電施設を設置する際に、景観の保全や住環境への影響等に配慮するよう指導を行っておりますが、近年、設置に関する申請の件数が増加しているため、地域住民からも環境保全等に対するご意見を多くいただいております。

今後、議員ご指摘のとおり、条例等の見直しを早急に進めてまいりますので、浅沼議員をはじめ、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 8番、浅沼君。

○8番（浅沼克行君） 町長、前向きな答弁、ありがとうございます。

やはり、長野原町におきましても本当にこのところ、そういった申請が多々出ておりました。質問の要旨にも話したように、本当にしっかりした会社は1から10まで万事万端にやっているといたるところもあります。しかしながら、私も出席したんですけれども、そのと

きの会社の内容によりますと、本当に適切な答えができないといったような会社もあったように思います。

現実には、その場所の話なんですけれども、過去に別荘地で売った南木山の別荘地があるんですけれども、その奥のところに町道が通っている場所なんですけれども、かなり奥の場所です、そこは。そこに太陽光をかなり広く設置するというお話で申請だったと思います。その場所は、近年の大雨災害とか、そういった状況が起きた場合、道の崩壊はもちろんですが、地域の地場の崩壊といったことも必ず予想されるものじゃないかと私は思っています。そういった場合、やはりその会社がそれに対応できるのか、対応できないのか、本当に私、疑問に思っています。

もし、そのものに対応がどのような形でできるのか私もしっかりしませんが、結局、町道が通っているという状況があって、町がある程度その町道についての管理は当然しなきゃならないと思っていますが、それにつれて、その設置者に対しても、対応といいますか、そういうものも当然やっていかなければならないものだと思います。

それとともに、北軽井沢はやはり観光といったこともメインなんですけれども、その中で、景観、これも非常に重要視されることだと思います。そういった中で、あのような大規模の太陽光パネルを設置するといったことが、果たしていいのかどうなのか、その点についての疑問を感じるところです。

やはり、こここのところ近年、全国的に百七、八十件のものが問題視され、新たに条例制定をしているというような現状があるということなんですけれども、やはりその都度に、都度都度、その場に合った改正をしていく、合わせながらやっていくということは絶対に必要なことじゃないかと思っています。

太陽光自体は、本当に決して悪いことではないと思っています。

しかし、この太陽光のパネルが5年たち、10年たち、15年たちすれば必ず劣化してきます。そうすると、この処理といったものも、かなり問題が将来的には出てくるものだと思います。その時点で、会社がしっかりしていて対応ができる会社であれば結構だと思います。

しかしながら、その会社自体がしっかりしていない、5年10年たてば会社があるんだかないんだか分からないような状況であった場合、じゃ、そのパネルの処置をどうするのかといった問題も出てくると思います。そうすると、やはり町の中にそういう施設があった場合、

町もそれを全く無視しているという場合にはいかならないと思います。必ず関連してくるものだと思います。

そういったやはり大規模なものに対しては、問題が山積している現状でありますので、早急に町の状況に合わせた対応をして規制をしていってもらい、条例制定をしてもらい。そして、できないものには規制をかける、そして規制だけでなく罰金、反則金を取るといったようなことがあってもいいんじゃないかなと思っています。

そのような意味で、ぜひ町長が前向きで答えているようなことを早急に実現していってほしいなと考えています。

よろしくをお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 浅沼議員のご質問にお答えいたします。

結論から申し上げますと、先ほど申し上げたように条例等の改正は行っていきたいというふうに思います。

ただ、釈迦に説法になってしまうと思うんですけれども、都市計画法とかで定められている市街化区域のように、用途や目的が定められているような地域であれば、非常に条例の制定とかというのは簡単だと思うんです。すみません、こんな皆さんに分かるようなことを申し上げて。ただ、我が町に準拠するような太陽光を規制する法律というのは、都市計画法でも建築基準法にも一つもありません。

なので、我々はちょっと悩み、困っているところなんですけれども、議員が質問する前からちょっと、タイムリーな質問で本当に我々にとってもありがたいなとは思っているんですが、もう町で、どうしようかという声を上げて議論をしていたところでございました。

でも、先ほど言ったように、準拠するような根拠法令が何もないので、そこをどういうふうにつくっていくのかというところを考えたいんですけれども、今のところ見つかりません。けれども、覚悟を持って、条例等と申しましたけれども、条例に準拠する要綱とか規則で縛りを加えていくというのが、長野原町には適しているだろうなというふうに思います。

そのあたりのところは、顧問弁護士とも相談をしてやっていきたいというふうには思うんですが、ただ一つ議員の皆さんに分かっていただきたいのは、結局、根拠法令がないですから、設置者が裁判をする可能性もあります。裁判をした場合、弱い立場になるのが町である

ということをご理解いただいて、それでも私は覚悟を持って整備はしていきたいというふうに思っています。そのあたりは、でも皆さんにはご理解をいただいた上で、裁判になったとき、そら見たことかなんて言わないように、ちょっと前もって言わせていただきたいんですけども、でも覚悟を持ってそれをやっていきたいと思います。

ただ、それと同時に、太陽光の再生可能エネルギーの施策というのは、国が挙げた、議員もおっしゃっていましたが、政策なんです。それを町が、ちょっと景観がよくないから、危ないからやめさせていくんだというだけでは、ちょっと説得力に欠けるなというふうに私は思っているんです。なので、町としてのやっぱりビジョンというのを掲げていかなくちゃならないんだろうなと思うんです。

前回の議会の一般質問のときに、違う議員でしたけれども、町の電力の自給率の話を議論したことがありました。風力でしたけれども。でも、その自給率だけを考えると長野原町の自給率は各段に上がっているはずで、太陽光いっぱいできましたんで。

ただ、私が思う自給率というのは、地域住民に何らかのプラスがなくては、持続可能な地域づくりにはならないというふうに思っているんです。そう考えると、後ほど議員からもご意見いただければありがたいですけども、じゃ、どうすればいいのかということ考えたときに、やっぱりオフグリッドの電力自給に基づいた地域づくりをやっていくということ、御旗に掲げてやるべきじゃないかなというふうに思うんです。太陽光であればそういうこと。

最近、バイオガス発電というのも動き出しております。あれは、ふん尿、この課題の一つであります、いわゆるマイナスの部分を電気に変えて、プラスに変えていこうという考え方で、私はすごい素晴らしいことだと思います。これがうまくいけば、素晴らしいことだと思うので、そういうこともありますし、オフグリッドの考え方でいくと、昨年、温室効果ガスの抑制促進のための計画をつくって、西吾妻福祉病院に太陽光と蓄電池の施設を建設をしてやらせていただいた事業があるんですけども、そのために年間1,000万円以上の電気料を削減できる結果が、もう見えてくると思うんですけども、まさにオフグリッドの場所をつくることができたなというふうに思っています。

そういう事例、だから例えば、原点に立ち戻って各々の屋根に設置するだとか、大きな施設があれば、大きな施設の屋根に設置していく。それを自分たちの電気として使っていく、余剰電力は売ってもよいでしょうけれども。そういう感覚でやりたいという声があれば、そ

れは町として進めていくという方向を打ち出したらどうかなというふうには思っています。

たまたま私はいろいろ仕事をしてきたときに、ちょうど太陽光とともに何か歩んできた形がありますので、ちょっと私の体験を踏まえると、また長くなるなど皆さん思われるかもしれませんが、ちょっと経験を踏まえて話をさせていただきたいんですけれども、そもそも太陽光発電は、すばらしい考えの下、スタートしたんです。でも、議員のおっしゃるとおり、個々の家につける施策では進まなかったんです。

そこで出てきたのが、固定価格買取制度、FITですね。固定価格買取制度、これ、一番最初に出てきたのは2009年です。私、よく覚えています。その以前に、私はハウスメーカーの営業マンとして、提供する立場にいました。私のいた会社は、当時、MDGsといわれていた時代なんですけれども、MDGsというのは全然世間には広まっていなかったです。どちらかというと、CSRの活動を推し進めて、環境活動に頑張っていこう、そういう会社でした、私の。なので、太陽光発電も、どんどん積極的にお客様に提供していこうという指導の下、私も営業活動をやっていましたけれども、全く売れませんでした。なぜならば、採算が合わないからなんです。

でも、全く売れない中でも、2軒、私結構、家は売っていましたが、その中で2軒売っていて、そのお客さんのことを今でも覚えていますけれども、どういう方だったかという、1人はおなかに赤ちゃんがいるご夫婦だったんですけれども、この子の未来のために太陽光を小さな動きでもいいから、太陽光をつけたいと思うということで、全然コストが上がっちゃうんですけれども、当時1キロ50万円と言われていた時代なので、4キロつけて200万円、家、後になって200万円コストがアップするってすごいことなんだけれども、この子のために考えたいというお客様でした。すばらしいなと思って提供したんですけれども。

あともう1人は、小さな男の子がいる家族だったんですけれども、この子が大人になったとき、自慢してやりたいんですというふうに言っていました。

そういう考えのすばらしい方が造っていただいたというか、そういう方じゃなければ、設置するプラスが見いだせないような状況だったんです。なぜならば造っても採算が何年かかっても採算取れないところだったんで。

でも、その後2009年に固定価格買取制度、当時は余剰電力の買取りだったんです。それをやったんですけれども、それでも進まなかったです。

その次に何が起こったかという、3.11.2011年だったと思いますけれども、起きました。

その次の年に、全量買取制度という制度になりました。全部の価格を買い取ると。しかも、キロワット35円でも、物すごいもうかるだろうというふうに言われたときに、40円というのを国が打ち出したんです。消費税込みで42円。物すごいことだったんです。すごく大反響が出たのを覚えています。

その頃は、私は今度は、メガソーラーを設置をする事業に携わらせていただいたので、いろいろなNEFとも協議をしまして、地熱ではJOGMECにも行きましたし、経産省には何度も足を運んだんで、かなり再生可能エネルギーについては勉強させていただいたんですけども、その全量買取制度42円が打ち出された途端に、権利獲得ラッシュが始まりました。そこで、全国的に広がったということなんです。

で、それはそれでしようがなかったのかなと思うんですけども、恐らく知らない人がたくさんいるんだと思うんですけども、そういうことはしっかりやぱり知るべきだと思うんでここで申し上げるんですけども、太陽光の事業が広がったにもかかわらず、再エネ賦課金というものがあるのは、議員の皆さんは多分ご存知だと思います、再エネ賦課金。これはどういうものかという、再生可能エネルギーで固定価格買取制度に買われているのは、破格の値段で電力会社が買ったものを提供するという形なので、誰かが腹を痛めなくちゃいけないんです。それを、全国民が払いましょうという制度になっているのを、皆さん、だから払っているんだと思います。2012年のときは22銭だったんです、キロワット当たり。それが今年は3円36銭、15倍にまで高くなっているんです。

私、太陽光を建設していないんで悔しいんで、この質問をいただいたときに、自分の家は幾ら払っているんだろうというのを計算してみました。月平均2,250円でした。3人家族の家庭なのに。

でも、そうやって国民が太陽光を応援しているんです。知らず知らずのうちに。

そういう経緯で、太陽光が、さっき42円でスタートしたんですけども、今、500キロワットで年間14円だと思います。それでも採算が合うというか、もうかる状況になっているみたいなんです。それは本当に私も誤算でした。どんどん価格が下がっていくというのは私は知っていましたので、そうなれば、もう長野原町に設置する人はいないだろうというふうに読んでいました、町長になった頃は。それはちょっと私の誤算であり、考えが甘かったなと思うん

ですけれども、その固定買取制度の金額が下がるよりも、もっと急激に下がったのが、インシヤルコスト、パネルのコストが下がる、建築の方法が下がるということで、今でも、もうけが出ているから設置する人が多いんだろうなというところが、私の考えているところなんですけれども。

ただ、だからといってこのままにしておいたら、議員が心配しているFIT、20年後、もう10年たったわけですね。2012年から10年たつわけですから。10年後、除却をするような時期が来たときに、除却できるだけのその会社が力を持っているのか、そもそもその会社が残っているのかということも考えると、やっぱり心配な部分はあるので、かつ、私がちょっと思うのは、町外の方が長野原町に建設をしているというところが、本当に多く見受けられるので、早急にというふうな言葉が適切なのかどうか分かんないんですけれども、いい要綱、いい規則をつくることができたらいいなと思っています。ちょっとこれは法律の専門家も、弁護士とよく相談させていただいて、ちょっと組み立てまして、できたところで、また議員の皆様には全員協議会あたりで報告をさせていただきたい、今はその回答でお許しいただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 8番、浅沼君。

○8番（浅沼克行君） 今、町長からいろいろ当初からの詳しい話は説明してもらいました。それについては、ちょっと省かせていただきます。

そのほかで、町長から裁判の話が出ました。そのことで、ちょっと私思ったんですけれども、ごみの問題で、ウィズウェイストが草津の谷所地区にごみの処理場を建設して、それを増設するときの問題で、羽根尾、大津、長野原町の関係地区に話がありました。そして、それについても、反対運動がかなり起きました。反対運動が起きて、私なんかも地区で反対とかもいろいろ勉強もしてみたんですけれども、結局最終的にはウィズウェイストが裁判を、我々が起こしても裁判になった場合には結局負けてしまう、地元が負けてしまうというような結果が最終的結論でした。だから、それに近いような状況にこの太陽光パネルの問題についても将来的に起こってくるかなということを懸念しています。

町長が言うように、やはり将来的に会社があるのかなのかということをおっしゃいますけれども、これをパネル処理とかいったそういったものを考えた場合に、相当莫大な費用がかかる

といった場合には、この会社自体を計画倒産させてしまうといったことさえ懸念されてくるのではないかと思います。

そうなった場合、このパネルをどこに処理するんですかということになると思うんですね。そうならないような形をつくっていく、そして、長野原町にはこういうパネル設置についての、大型ソーラーパネルの設置についてのこういう条例があるんだよということを、設置希望する方に理解してもらって、長野原町はこういうあれがあつて難しいんだよねというように進んでいってもらえたらいいなと思っています。

ですから、そういったような条例制定を、町長を先頭に早急につくっていただきたいというふうに思っていますが、どうか、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 議員おっしゃるとおり、ちょっと記憶がぼやけているんですけども、昨年、帝国データバンクが発表した記事だったと思うんですけども、2006年から2019年ぐらいの間、だから太陽光が始まってから現在までで、太陽光の関連業者が、この間に457件倒産しているみたいです。その457件、日本全国で457件が多いのか少ないのかというのは、ちょっと私には分からないんですけども、成長期にこれだけ潰れちゃうというのは、やっぱりどこか何か問題があるのかなというふうには思うので、そういう部分でもこの全量買取制度が、よかったのか悪かったのか、私が言ってもしょうがないけれども、不安な部分がすごく残るんです。

条例がいいのかという問題にもなっちゃうんですけども、例えば今、指導要綱で、建設地の隣接地の、隣接地というのは接している土地ですね、の方の同意書を得ることということが、それは指導要綱で定められているんです。ここで私が言っているのかどうか分からないんですけども、それを、もうちょっと範囲を広げて地域住民全ての同意書を取るだとか、そういう要綱にただけでも、建設をやる方は、とても大変になってくると思うんで、そういう縛り方がいいのか、もしくは、私が町長になる以前ですけども、太陽光を設置をするいろいろな業者の資金計画をたくさん見せてもらったんですけども、ほぼその資金計画というのは、スタートからF I Tが終わるまでの資金計画しか出ていないです。多分そうだと思います。

だから、すばらしい、誰がどう見てももうかる事業だったので、そういう資金計画なんで

すけれども、F I Tが終わってからの資金計画をつくっている会社というのは、まず、ないんだろうなと想像したんですけれども、それは恐ろしいことで、F I Tが終われば、がくんと買取り価格が少なくなった場合、草刈りの金額は出るのだろうかとか。もっと言うと、パワーコンディショナーなんていうのは10年ぐらいで、うなずいている方がいますけれども、パワーコンディショナーなんていうのは、10年ぐらいで消耗しちゃうんだと思いますので、そういうのを設備投資する力があるのかということを見ると、やっぱりクエスチョンマークが浮かびますので、やっぱり議員の言うように、条例等を整備をする。プラス、ただ、でも、SDG sの考え方とか、それは我々もやっていかなくちゃいけないし、再生可能エネルギーというのは、やっぱり推し進めていかなくちゃならないということを見ると、私がハウスメーカーにいた頃の、その立派だったお母さんやお父さん、子供たちのために、あの考え方はまさに、今のSDG sの考え方だなというふうに思っているんですけれども、そのあたりのことを根底に、もう一度根底に立ち戻って、地域住民にもプラスを与えるような方法、これはちょっと時間もかかるし難しい話ですし、お金もかかる話なので難しいですけれども、そういうところを、やっぱりビジョンは出していったほうがいいのかなどというふうに思います。

でも、このSDG sというのは、やっぱり私が考えてそれに向かってやろうということじゃなくて、町民全体で考えていくものでありますので、議員の皆様の、さっきも言いましたアイデアとかセンスをご提供いただければ、本当に助かりますので、今後もよろしく願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） ここで暫時休憩といたします。

14時5分に再開いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

◇ 牧 山 明 君

○議長（黒岩 巧君） 一般質問。

最後に、9番、牧山明君。

〔9番 牧山 明君 登壇〕

○9番（牧山 明君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、町の健診の受診率向上に向けた対策についてお聞きします。

今まで各地区で行われていた町の健康診断が、北軽井沢住民センター、応桑多目的集会施設と役場住民総合センターの3か所になりました。新型コロナの感染予防対策を取りながらの選択だったと思いますが、町民の受診の機会が減るのではないかとこのことを心配します。

各地区別、年代別の受診率はどうなっているか。交通弱者対策や健診車に上がる時の介助対策などについて、具体的にお聞きします。

SDGsの誰も取り残さない町民の健康を守るため、受診率を向上させ、早期発見、早期治療に結びつける対策について町長の考えをお聞きします。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 牧山議員のご質問にお答えいたします。

町の特定健診につきましては、例年各地区の公民館等で巡回健診を実施してまいりましたが、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響による3密対策等を行うために会場を特定して実施しております。

当町の特定健診受診率については、令和元年度で48.1%であり、県平均が42.3%、全国平均では37.7%と平均値は上回っている状況でございます。また、一昨年春の受診者数は407人、昨年度受診者数は376人とコロナの影響で減少しておりますが、今年度は441人とコロナ前より増加している状況でございます。

受診率向上の取組では、未受診者に対し受診勧奨通知の送付に加え、昨年からの、がん検診等受診者に健康ポイントを付与し、一定の条件で商品と交換できる取組を実施しております。

なお、健診者での介助対策については、町職員や委託先の職員を配置して常に介助できる

対応を行っております。

来年度以降の健診については、新型コロナウイルス感染状況を確認した上で、各地区で巡回健診を再開していきたいと考えております。

今後とも、早期発見、早期治療に結びつくよう、受診率向上を目指して事業実施してまいりますので、牧山議員をはじめ、議員各位のご理解ご協力をお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 9番、牧山君。

○9番（牧山 明君） 町の健診を受ける対象の方というのは、主に自営業者の方、それから退職した方になるかと思えます。勤務している方や、例えば公務員の方などは、その勤務先である程度受診する機会があります。しかし、自営業者、農家も含めまして、なかなか健診に行かない、行けないという事情があります。48.8%ですか、これが高いのか低いのかということですが、要は半分の方は健診に行っていないということになります。まだまだ努力してあげていく余地のあるものだと思います。

質問の中に、各地区別、それから年代別の受診率がどうなっているかということを入れておきましたが、これについて具体的な回答がありませんでした。これは、ぜひ教えていただきたいと思えます。極めて重要なことだと思います。これから各地にまた場所を持っていつて始めるにしても、重点的にやっぱり高めていくというところも必要があるところもあるんじゃないかというふうに思えます。

これについては、いかがお考えでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずは、地区別、年代別のことなんですけれども、1件1件申し上げるのはどうかなと思いましたが、表にさせていただいたんですけれども、議長、今、お渡ししてもよろしいでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） はい、許可します。

○町長（萩原睦男君） それは令和元年度のもので、令和2年度はちょっと出ていないのは、人間ドックに行っている方の集計がまだ上がってきていないので、正確な数字が出せないのも、令和元年度のを提出させていただいたんですけれども、そこを見ると、グラフのほうを見ていただきたいんですけれども、すごく興味深い数字が出ていて、今回全部各地区で

やったところを3か所に集約したんですけれども、それは応桑地区、北軽地区と、この役場、いわゆる長野原地区でやったんですけれども、一番受診率が低いのは北軽井沢、次に低いのは長野原、次に低いのが応桑地区という、何か皮肉な数字が出ています。

令和2年度どういう状況になったかというのを見ると、すごく興味がある、その数字が出てきたらお伝えしたいと思うんですけれども、確かに交通、行きたいのに行けない足がなく、行けないという人もいるんでしょうけれども、それだけの問題じゃないだろうなというふうに私は捉えています。

確かに、交通弱者の対策というのは、この健診だけじゃなくて、いろいろな方面のことで考えなくちゃいけなくて、3月の議会で質問があったときに、やっていきますとふうに私お答えして、今年度その第一歩を踏み出すことになろうかと思えます。早くできることはスピード感を持って、じっくり考えていくことは時間をかけてでもやっていくべきだと思えますので、そのあたりのところはやっていきたいと思えます。

それと、私、今コロナワクチン接種が始まって、土曜日とか、平日はちょっと難しいんですけれども、時間があるときはずっとワクチン接種会場の受付のところまで立って、何の役にもたないんですけれども、町民をお迎えしています。そのときに、すごいことに気づいてしまったというか、すばらしいことに。役場に来るのが今回初めてなんだとか、そういう人とか、介助がいなくて歩くこともできないという方も、いろんな方と言葉を交わさせていただいたんですけれども、足がなくて来る方、例えば子供にさせてきてもらった、実はこういうパターンが一番多かったです。という人もあれば、友達にさせてきてもらった、あるいは、近所の人にさせてきてもらったという人もいました。あとは町が出しているバスに乗ってきたという人もいます。まさに、これはどういうことかということ、私が常に言っている、自助・共助・公助がかいま見えるような雰囲気だったんです。

何を言おうとしたか忘れちゃったんですけれども、自助・共助・公助の話をしてましたよね。分かりました。

何でそういう状況が生まれたのか、それは今、町民にとって一番の関心事は、ワクチン接種だからなんです。65歳以上のワクチン接種、恐らく、ちょっと集計がまだ来ていませんけれども、約90%ぐらいになると思えます、最終的に、90%超えるかもしれません。これって驚異的な数字だというふうに捉えています。今、健診48%と言いましたよね。それが多いの

か少ないのかというのは、牧山議員は分からないと言っていましたけれども、ワクチン接種は90%です。これはなぜかというに関心があるから。

じゃ、牧山議員が言う健診を受ける受診率を上げるのはどういうことがいいのかということ、普段から私考えていたわけじゃないですけども、この質問をいただいたときから私なりに考えてみました。受診率を上げるには、やっぱり関心を持ってもらうことなんだろうなと思ったんです。関心を持つというのは、自分の体に関心を持ってもらう。

私、町長になったときに、なつてすぐに言って、誰にも相手にされなかったことがあったんですけども、時代も7年たちましたんで、もう一度ちょっと言って、賛同いただけるかどうか分かんないんですけども、関心を持つためには、じゃ、どうすればいいのかというところで、私がちょっとやってみたいことがあるんで申し上げたいと思うんですが。

今、スマートウォッチってあるのは牧山議員もご存知だと思うんですけども、ウォッチでも眼鏡でも何でもいいんだと思うんですけども、いわゆるウェアラブル端末。恐らく手首にはめるものがあると思うんですけども、それはどういうものかということ、心拍数、体温、歩いた歩数、睡眠をどれだけやったか、睡眠の質も測ってくれるみたいです。あとは消費カロリーも自動的に計測してくれるみたいです。そういうものを、もっと金額の高いものだと、血圧だとか心電図、もっと言うと血中酸素まで測ってくれるスマートウォッチがあるみたいです。

それを自動的に、24時間つけていただくことになると思うんですけども、計測して自分のテレビモニターやタブレットに映したものを自分も見ることができる、もっと言えば、アプリを介して、遠く離れた家族の方が見ることができる。もっと言うと、保健師にもそれを見せていただく環境というのが整えたら、見守りにも値するし、自分の体がどうなっているかというのも分かるし、例えば血圧が以前より高くなっていたら、どうしたんだろう、ちょっと診察を受けてみようかという気になるんだと思います。もし、自分がならなかったとしても、遠く離れた子供たちが、お父さん、お母さん、受けたほうがいいよという状況になるんじゃないかなというふうに想像するんです。

私が7年前に言ったときには、物すごい高いものでしたけれども、今、楽天でちょっと見てみたら、安いものだと2,000円ぐらい、高いものでも1万円しないぐらいで売っている現状が見えたので。ただ、でも保健師が見えたりとか、そういうのが個人情報とかそういう問題

も出てくるので、嫌だという人もいるでしょうから、まずは数人の実証実験的なことから始めてみたらどうかというふうに思っていて、これ、まだ町民生活課長とも相談していないで、また町民生活課長が下を向いちゃっているんですけども、ちょっとこれは何か挑戦してみてもいいんじゃないかなというふうに思うので、紹介させていただいたというか。

少人数であればそんな金額はかさまないし、大規模実証実験としてやるのであれば、どこから補助金を探してきてもいいでしょうし、何かちょっと考えてみたいな、私、改めて初めて言うので、いろんな問題もあるけれども、ちょっと考えてみたいというふうに思います。答えになっていませんけれども、そのあたりのところ、ご意見いただけたらありがたいなと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 9番、牧山君。

○9番（牧山 明君） 今いただいた資料を見ると、応桑、北軽があまり高くないんですね。場所はそんなに遠くないんだけど、まだやっぱりそこに足が向かない、いろんな要因があるんだと思います。恐らく関心を持ってもらうということが一番重要なことになるので、そういう新しい何か装置を使って持つように仕向けていくということは極めて重要なので、それが町の事業としてやれるのならば、ぜひやっていただきたいなと思います。

何とか、若くして突然亡くなる人をもう少し減らしたいというのがありまして、先日も酪農家なんですけれども、50代で牛舎で倒れられてたということがありまして、そういうことというのは、突然起きるといのはもちろん起きるんですけども、前もって診断とか健診とか受けている中で、注意しなければならぬ血压の問題とか、あるいは高脂血症とか、あるいは糖尿病とか、そういった問題があるかないかとか、そういうことが分かっていると気をつけるということにつながるのかなと思います。

健診というのは、受け出すとちゃんと受けるようになるのかなと思うんですね。忙しい中でずっと行かない、医者嫌いだななんていうことを自慢する人もたまにいますんですけども、そういうのといのはあまりよくないんで、そこをどういうふうにしていくか。

それから、やっぱり会場を応桑とか北軽とかやりながら、この地域が町全体の中で低いほうだというのは、地域全体の問題でもあるので、ある意味、こういった資料を町の人にみんな見てもらって、この地域としてこれでいいのか、もうちょっと上げていける方法はないか

ということをみんなで考えるということも一つの手かというふうに思います。

そういうところで、例えばの話なんですけど、この受診率の高い区をランクづけにして発表するとか、区全体に協力をしてもらって、全体として健診を受けようという雰囲気を高めていくというようなこともやってみてはいかがかなというふうに思います。

いずれにしても、突然亡くなるというような、若い人が突然亡くなるというようなことを少しでも防げるような形が、どうしても取られなければいけないかなというふうに思いますので、町の事業として積極的に取り組んでいただきたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員の質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、私もそういうふうに思うところがあって、大体の方が、私は大丈夫、俺は病院なんか行かない、先ほど、議員が言ったとおり、そういう方が結構多いんだと思います、何の根拠もなく。でも、コロナがスタートしたら、結構皆さん毎日のように体温を測るようになったと思うんです。私もそうなんですけれども、そこで初めて自分の平熱というのが分かりました。それに比べてどの程度上がっているかということで心配するんです。しょうから。

なので、先ほど申し上げたように、まずは自分の体を見える化するとか、自分の体に關心を持っていただくのが一番なんじゃないかなというふうに思うんです。

年に1回健康診断をやればいいのかという、そのところなんですけれども、若い人は特に、駄目だと思います。私の、高校も大学も一緒の大親友がいたんですけれども、数年前に亡くなりました、胃がんで。その彼は、毎年健診を受けていました。でも、今年の健診を受けた後に、多分、直後に発症したんだと思います。その年中に亡くなってしまったんです。すごく涙が出るほどショックだったんですけれども、そういうこともあり得るので、普段から自分の体に關心を持って、でも、關心を持つためにはどうすればいいんだろうかということを考えると、やっぱり人間というのは数字で表れるのが一番効くのかもしれない。

このコロナに関して皆さんが關心を持っているのは、みんな、マスコミでああやって情報が流れているんで、こういう状況で90%なんていうのが出ているんだと思うんですけれども、このワクチンは重要で、健康診断は重要じゃないというのでは全く、同じレベルで重要だと私は思ってますんで、そのあたりのところを、各区ごとに順位をつけるのはどうか分かりま

せんけれども、まずは自分の体に関心を持っていただく方法を考えていけたらいいなと思います。

スマートウォッチがいいかどうかというのは、まだ検証しないと駄目でしょうし、いろいろなことをクリアしなくちゃいけない、やっぱり新しいことを始めるには、いろいろなハードルが目の前に出てきますので、申し訳ありません、これをやりますという宣言ではなくて、ちょっとそのあたりのところも勉強させていただいて、将来の事業につなげていきたいと思っておりますので、議員の深い知識と経験をご提供いただければありがたいと思っておりますので、これからもよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 以上で一般質問を終結します。

◎閉会の宣告

○議長（黒岩 巧君） 以上をもちまして、令和3年6月第2回長野原町議会定例会における日程の全てを終了いたしました。

定例会を閉会とします。ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 2時27分

